

取締役報酬に関する会社法下の 裁判例の概観

——データベース収録裁判例を素材として——

原 弘 明

目 次

1. はじめに
2. 具体的報酬請求権の有無に関する裁判例
3. 取締役報酬の減額・不支給の合理性、対象者の同意の有無が争われた裁判例
4. 株主総会決議に代わる株主同意等の有無が争われた裁判例
5. おわりに

1. はじめに

取締役を中心とした、役員報酬に関する会社法学の議論が、近時華々しい。伊藤靖史¹⁾の先駆的な研究に始まり、直近では津野田一馬²⁾の重厚な研究が注目を浴びている。本稿の企図することは、これらのような深いものではないが、それでも本稿筆者なりの目的意識は若干ながら存在する。以下その目的意識を述べる。

取締役報酬を中心とした判例法理は、概ね次のように整理される。

- ① 報酬額について定款規定がない場合には、お手盛りの弊害防止の観点から、株主総会決議がなければ、取締役の会社に対する具体的報酬請求権は発生しない³⁾。もっとも、退職慰労金については、株主総会決議において

1) 伊藤靖史『経営者の報酬の法的規律』（有斐閣、2013年）。

2) 津野田一馬『役員人事の法制度』（商事法務、2020年）。

3) 最判平成15年2月21日金法1681号31頁・金判1180号29頁。

取締役報酬に関する会社法下の裁判例の概観

支給基準が示されていれば、取締役会への一任も認められる⁴⁾。

- ② もっとも、株主総会で減額・不支給の決議がなされたとしても、対象となった取締役にあっては減額・不支給の可能性が事前に予測可能であったと評価できない限り、当該取締役の同意がなければ減額・不支給にはできない。報酬額は会社と取締役との間の委任契約の内容となっているからである⁵⁾。
- ③ 報酬額の決定について株主総会決議が存在しない場合にも、全株主が報酬支給につき同意している⁶⁾ など、株主総会決議と同様に評価できる場合には、会社は報酬請求を拒むことができなかつたり、一旦支給した報酬の返還請求をすることができなかつたりする。

これらの最高裁判例法理の相互関係は、やや複雑ではあるものの、十分整合的に理解できるものである。もっとも、③における株主総会決議と同視できる場合の外延は必ずしも明確ではない。また、現実の訴訟においては、当該報酬相当額を請求する根拠についても、会社法361条そのものに基づく報酬請求訴訟以外に、様々な損害賠償請求訴訟がみられるところである。

しかしながら、以上のような取締役を中心とした、役員報酬に関する裁判例実務は、断片的にしか把握できない。多くの場合には、判例評釈の対象となっているのは公刊物・法律雑誌掲載裁判例に限られており、これらは役員報酬に関する裁判例のごく一部に過ぎない。裁判所の具体的な判断を詳細に分析するには、近時独自収録数が増えている、裁判例データベースを活用することも有益であろう。もとより、その収録傾向にもデータベース運用各社間に差異はあるし、これらを網羅的に調査しても、なお氷山の一角を見ているに過ぎないのかもしれない。しかしながら、それを行わないよりは、よりリアルな役員等の報酬についての裁判例実務を把握できると考えられる。

以上のような問題意識に基づき、本稿では、WestlawJapan に収録された、

4) 最判昭和39年12月11日民集18巻10号2143頁。

5) 最判平成4年12月18日民集46巻9号3006頁。

6) 最判平成21年12月18日集民232号803頁。

公刊物未登載裁判例を中心に、具体的判断を概観することとする。Westlaw Japan は会社法関係訴訟についての収録数がやや多い印象があるからである。今回検討対象としたのは、判例検索のうち参照条文として会社法361条を入力して表示された裁判例121件のうち、公刊物未登載のものである（リストは本稿末尾に付した）。会社法361条の解釈論は平成17年改正前商法269条のそれと連続的であると考えられるが、時間的リソースの制約もあることから、今回は会社法施行後の事案を検討対象とした。このような選別方法には批判もあると考えられるが、諸賢のご指摘を待ちたい。また、当該裁判例のうち、明らかに事実認定レベルに終始し、361条の解釈論とはかかわらないと思われるものについては、本稿筆者の責任において検討対象から除外した。これらの作業に過不足があることも想定されるが、ご批判は甘んじて受けることとする。

以下では、具体的報酬請求権が発生しているかについての争いに関する裁判例(2)、取締役の減額・不支給の合理性、対象者の同意の有無が争われた裁判例(3)、株主総会決議に代わる同意等の有無が争われた裁判例(4)、に分けて、裁判例を概観し、適宜コメントを付すこととしたい。最後に全体を簡単に総括する(5)。

2. 具体的報酬請求権の有無に関する裁判例

2-1. 具体的報酬請求権そのものが否定された裁判例

【裁判例の概観】

(18) 東京地判平成29-3-17では、株主による質問や議長交代の提案が頻繁に出るなど、荒れた株主総会における退職慰労金支給決議の無効が争われた。裁判所は事実認定上、退職慰労金規程施行日以前に株主にその制定を知り得る端緒を何ら与えていなかったとし、基準の存在は推知できなかつたとして、当該決議を361条違反により無効とした。

(25) 東京地判平成28-2-23では、会社法施行規則121条4号に関する日本経団連「会社法施行規則及び会社計算規則による株式会社の各種書類のひな型（改訂版）」に基づき、無報酬の取締役は員数に含めないとされることから、報酬を請求したが認められなかつた。本判決は、当該ひな型が公開会社に関するも

取締役報酬に関する会社法下の裁判例の概観

のであり、譲渡制限会社に関するものではないことも理由として掲げる。

(40) 東京地判平成26-9-29では、退職慰労金支給にかかる株主総会の内容が争われ、当該議案の審議は未了と認定され、具体的請求権は認められなかった。

(57) 東京地判平成23-9-7では、株主総会で退職慰労金支給決議がされたものの、退任取締役と会社との具体的金額に関する見解の一致がみられず、委任を受けた取締役会も継続審議に付していたと見られる事案で、請求を認めなかった。この会社では退職慰労金の基本部分と功績部分（30%の範囲内）との基準が存在していたが、裁判所は、退任取締役の退職慰労金の額を一義的に決定することはできないから、会社代表者が額の決定を怠っているからといって、裁判所においてその額を決定することはできないとする。

この他、事実認定レベルで具体的報酬請求権が発生していないとされたものとして、(6)(11)(15)(20)(21)(22)(26)(34)(61)の各裁判例がある。

【コメント】

(25)判決では、当該ひな型は単なる参考指針に過ぎないから、請求の根拠としては機能しない。他の判決も含めて、概ね、株主総会での支給決議がかたまっていない事案に関するものであり、概ね支持できるだろう。(57)判決は原告側にとってはかなり厳しい判断のようにも思われる。むしろ、後述する付議義務の問題として捉える方が自然のようにも思われるが、おそらく原告が自己の算定した退職慰労金額に固執していると考えられ、そうである以上具体額の算定を裁判所が拒絶したのも首肯できるだろう。

2-2. 具体的報酬請求権に関する信義則違反、付議義務・上程義務の存否が争われた裁判例

【裁判例の概観】

(9) 東京地判平成29-12-26では、会社の発行済株式の98.8%を保有する会社代表者ら4名の話し合いで、役員報酬の支払が決められており、他の株主は特段

の異議を述べていなかった会社にかかる事案である。判決は、未払分役員報酬は預かり金明細や法人税確定申告書に記載はあるものの、「経営状況が悪化している中で、一部の株主が被告に対して破産の申立てをしていることなどの事実に鑑みれば、取締役の報酬額等についていわゆるお手盛りの弊害を防止した会社法361条1項の趣旨にも照らし、原告が被告の取締役として職務を執行していたとの事実が認められるとしても、被告が原告に対して、株主総会の決議がないことを理由として、本件未払分の役員報酬の支払を拒絶することが信義則に反しているとは認められない」とする。

(47) 東京地判平成25-8-7は、事業承継先を探していた会社（a社）の取締役であった原告が、a社の株式を買収した被告会社（退職慰労金規程なし）との間で、被告会社が退職慰労金を支給させるものとする、との文言を含む株式売買契約（本件契約）を締結していた事案である。被告会社は当該文言より退職慰労金を少なく支給したため原告が差額を請求し、裁判所は「被告が原告に対して本件契約に基づいて負う、a社の原告に対する退職慰労金の支給に関する債務とは、いわゆる一人会社であるa社の唯一の株主として、a社が原告に対して退職慰労金を支給するために必要な手続を行うべき債務をいうものと解するのが相当である」とし、かかる債務を認定して請求を一部認容した。

(58) 東京地判平成23-6-10では、代表取締役および取締役だったXらが、会社Y1会社の代表者Y2らと退職金についての覚書を交わしていたのに、Y2が退職金支払に関する債務を履行しないとし、Y1の会社法350条の責任、Y1の債務不履行責任、Y2の第三者に対する責任を追及したものである。裁判所は、本件合意における退職金等にも361条の規制が及ぶとして、株主総会決議を経ない以上、その請求は認められないとし、また350条の責任についても「合意を支持する株主総会決議等がないにもかかわらず、Y1からXらに対して、同合意に係る退職金支払と実質的に同等の財産流出が生じることとなる。このような帰結は、取締役の報酬につき株主総会決議等を要するものとすることによってお手盛りの弊害を防止し、会社ひいては株主の利益を保護するという、会社法361条1項の趣旨に反するものといわざるを得ない」として認めなかつ

た。退職金支給決議がない以上、Y1の債務不履行もないとする。他方、Y2の第三者に対する責任については、覚書は有効であり、Y2はY1に対する善管注意義務の一環として、付議措置を合理的期間内に講じる義務があり、それを悪意・重過失で怠っており、履行拒絶の意思を明確にしているとする。そして、株主総会当時のXらとY2の持株比率が50%を超えていたこと、Y2がY1のその余の株主等に対しても強い影響力を有するものとみられるとして、XらのY2に対する請求を認めた。

(60) 東京地判平成23-3-28では、過去会社から退職慰労金が支給されたことが1度しかなく、その際に税理士との間で確認された支給基準についても、文書化されていないこと、実際の支給例でも基準額と支給額が異なっていることなどを理由に、一義的な退職慰労金の基準は定められていないとされた。その上で、(準)共有株式(発行済株式3,600株中3,400株)の準共有権者の一部が支給に同意しておらず、他に不支給が信義則に反する事情は認められないとされた。同様に、会社代表者の任務懈怠・不法行為責任、被告会社の350条責任も認められなかった。

他方、具体的請求権がない以上、信義則上の義務も発生しないとしたものとして、(27)88判決が、退任取締役へ退職慰労金を支給するか否かは、株主総会の決議すなわち株主の意思に委ねられているとしたものとして、(75)判決がある。

その他、株主総会決議なく取締役報酬支給を続ける旨宣明していることが解任事由に該当するとしたものとして(16)判決がある。また、会社が株主総会決議をしないことは、会社法361条1項の支給の要件であって、民法130条の条件成就妨害の「条件」には含まれないとしたものとして、(75)判決がある。

【コメント】

(9)判決・(58)判決・(60)判決におけるような会社に対する何らかの請求(信義則を根拠としたものが散見される)は、株主総会において請求権が具体化しているとは評価しがたく、認められないとするのが判例とも整合的である。(75)判決も同様であろう。他方、(47)判決・(58)判決における取締役など、請求権の具体化

の度合いがかなり高い場合には、請求が認められる余地もあってよいように思われる。両者とも当事者間に退職慰労金支給について明確な合意が存在していたため、取締役報酬の枠内で会社に請求することは困難でも、相手方当事者に金員を請求することには無理がなかったものと言えるだろう。

2-3. 具体的な報酬額またはその計算方法が争われた裁判例

【裁判例の概観】

(32) 東京地判平成27-4-27では、退職慰労金制度が廃止され、それまでの取締役・監査役については打切支給する旨株主総会決議がなされ、請求した退任取締役に対する具体的支給額は0とされた事例である。退任取締役は勘定科目の振替えをもとに具体的支給額を主張した。しかし裁判所は、勘定科目の振替えは単なる会計上の処理に過ぎないし、招集通知の記載は会社法施行規則121条4号に基づくものであり、個別額を確定させるものではないとして請求を棄却している。

(37) 東京地判平成26-12-8は、被告会社が退職慰労金規程を廃止しようとしたが、被告大株主の反対に遭い、一転存続をきめた事案である。退任取締役である原告が規程に基づいた退職慰労金を請求したが、裁判所は退職慰労金規程が廃止された場合に原告が受け取れなくなる額について、報酬に上乘せ支給していることを認定し、原告の請求を棄却している。

(71) 東京地判平成21-10-13は、退任取締役である原告に、被告会社から退任後に改定された退職慰労金規程に基づいて減額された退職慰労金が支給され、原告が被告会社に退任時の規程に基づく額の支払を請求した。裁判所は以下のように判示し、請求を棄却している。「株主総会決議において、内規等に従って取締役会に対し退職慰労金を支給することを決議した場合、通常、当該決議の時点で有効な内規等に従うことを前提に決議をしたと考えられるから、それに従って計算することが株主総会決議の授権の範囲を逸脱すると認めるべき特段の事情がない限り、株主総会から退職慰労金の具体的支給額の決定等の委任を受けた取締役会は、当該決議の時点で存在する内規等の基準に従って退職慰

取締役報酬に関する会社法下の裁判例の概観

労金を算定すべきであり、かつ、そうすることで足りるというべきである。」
「そして、本件において、上記特段の事情を認めるに足りる証拠はない。」

(79) 東京地判平成20-12-12では、法人税額をおさえるために、実際には報酬決議がなされていないにもかかわらず、報酬が支給されるような書類上の体裁を整えたのみであるとされ、取締役の報酬請求が棄却された。

(85) 東京地判平成20-7-10では、従来慣行に比して株主総会決議における支給額は少額であった。裁判所は、信義則に基づく退職慰労金請求権の発生を主張する原告の主張は理由がないとして、株主総会決議で決められた額の請求のみ認めた（弔慰金も退職慰労金の性質を有するとして控除）。

その他、職務内容の存在を肯定した上で、報酬の発生を認めた裁判例として、(12)（原審東京地判平成29-3-28同様、不当利得返還請求を否定）判決が、報酬額も含めて一切の債権債務関係がない旨の合意書が有効とされた例として、(41)判決がある。

【コメント】

(32)判決はやや原告に酷な結果であるが、打切支給に関する株主総会決議に基づいて、取締役会が具体的配分を決めた以上、報酬規制からは結論は動かせない。反対に(37)判決は、被告会社側の主張は一貫しており、原告の請求の方が虫が良かったのであろう。(85)判決は確立したか不明な会計慣行による算定額より、株主総会の決定額が優先されるという結論は是認できるだろう。

(71)判決は、退職慰労金の算定基準時が問題となっており、より有利な旧規程をもとに請求した原告にはやや厳しい結果となっている。しかし、報酬等の株主総会決議は権利発生要件と考えられ、その判断基準時を必ず原告退任時に遡及しなければならないということもいえないと考えられる。もっとも、報酬額の事後的不支給・減額について最高裁が当該取締役の同意を要求していることとの権衡は気になるところである。(71)判決では、原告が退職慰労金規程の不利益変更について争っており、株主総会及び委任を受けた取締役会が、旧規程で算定すべき特段の事情は存しないと断じている点は、評価が分かれるだろう。

3. 取締役報酬の減額・不支給の合理性、対象者の 同意の有無が争われた裁判例

【裁判例の概観】

(28) 東京地判平成27-10-29は、被告会社の実質的代表者から依頼されて名目上の代表取締役となっていた原告が報酬を請求した事件である。裁判所は、原告と実質的代表者との間で報酬不支給の合意ができており、事後のトラブル解決に際して実質的代表者が原告に金銭を貸し付けることで不支給の確定的合意となったとして、原告の請求を棄却した。

(29) 東京地判平成27-10-13では、一人株主が従前の取締役報酬の減額を決議した株主総会において、原告がその議事録に出席取締役として記名押印していることから、減額同意があったとされた。

(55) 東京地判平成23-10-5は、株主総会の一人決議後、取締役会で原告退任取締役に対して支給決議がなされなかった事案である。裁判所は、被告会社が主張した、原告の地位濫用行為が不支給事由に該当する旨の主張を認めて請求を棄却した。

(73) 東京地判平成21-9-8では、「退職金計算は、役員退任時の報酬額（月額）に前条の支給率を乗じて算出した金額とする。但し、経営状態が悪化した場合の退職金は、上記の計算をベースとして、経営状態の悪化の程度を勘案した減額をして決定する。」という減額条項の適用が問題となった。裁判所は被告会社の裁量権の範囲内であり、逸脱はないとして、原告の請求を棄却した。

(80) 東京地判平成20-11-7では、被告会社が原告の報酬を一方的に減額し、原告が差額の支給を請求した。しかし裁判所は、被告会社が報酬を減額したことを原告が認識しながら取締役役に重任されていることから、重任後については報酬の減額への同意があるとした。

その他、最判平成4年に従い、事後的な無報酬・減額についての同意はないとして支給を命じたものとして、(30)(38)(45)(67)(68)（医療法人社団の事案。事情変更の法理も主張されたが、退けられている）(83)（取締役報酬について。監査役

報酬についても、取締役会が報酬額0と決議しても、387条1項違反であり無効として支給を命じた)の各判決がある。

【コメント】

(28)判決は不支給同意について明確な事実認定が困難だった事案で、その後の金銭の授受状況から総合的な不支給同意が認められた。多分に事実認定に依存するもので、評価は容易ではない。

(29)判決は、標準的にこの論点で問題となる取締役の同意とはかなり異なった形態での同意認定がなされている。取締役会で取締役が議事録に異議を留めるかは重要な問題になるが、株主総会の出席取締役としての記名押印だけで同意を認定してよいのであろうか。

(55(73)判決は、いわゆる減額・不支給条項が問題となった事案である。いずれも取締役に認識は可能と考えられる事案であり、是認できるだろう。

(80)判決もなかなか原告には厳しい判断だが、361条1項の解釈論としてはやむを得ないところだろうか。額が減少している場合には361条1項のお手盛りの弊害防止の趣旨には抵触しないからである。もっとも、減額に不満のある原告が辞任したとしても報酬請求は困難であるから、やや会社側に優位に過ぎる判断のようにも感じられる。

4. 株主総会決議に代わる株主同意等の有無が争われた裁判例

【裁判例の概観】

(3) 東京地判平成30-3-14では、事後的な株主全員の追認があったと認定された。裁判所は事後的な株主総会決議で361条1項の要件を満たすとした最判平成17年2月15日集民216号303頁の理は、この場合にも及ぶとし、原告会社の損害賠償請求を棄却した。

(8) 東京地判平成30-1-26では、被告会社の全株式を保有する会社の代表者が原告の報酬について同意しているとして、株主総会決議に代わる同意が認められた。

(10) 東京地判平成29-12-13では、覚書による退職慰労金額についての合意があり、また、株主は原告・訴外Aで、Aは退職慰労金支給を了解していた。また、取締役は原告・A・被告Y2で、原告を除いて取締役会決議が可決していることから、退職慰労金決議は有効とされた。

(31) 東京地判平成27-5-25では、過半数の株主Aの意向で株主総会の決議を決定できたこと、他の株主から報酬支給に異論が出なかったこと、A自身も報酬支給を黙認していたと考えられることから、Aおよびその他の株主の同意があるとされた。

(49) 東京地判平成24-10-26では、退職慰労金について原告と被告会社代表取締役であった者Aとの間に何らかの合意があったとしても、Aの持株比率が7割強にとどまり、他の親族株主がAの決定に異議を述べてこなかったとしても、全株主の同意はないとされた。

(56) 東京地判平成23-10-4は特例有限会社の事案である。別件株主代表訴訟の認定事実に基づき、役員報酬額のメモ記載につき全社員が黙示的に同意していると認定され、取締役の請求が認容された。

(70) 東京地判平成22-3-17では、比較的低い持株比率の株主の対応で株主総会の代替が認められた。すなわち、「被告会社は実質4名の人員が稼働する小規模の非公開会社であって、株主総会や取締役会が開催されず、被告会社の発行済み株式の約7割を保有する被告Y2と代表取締役である被告Y1の協議によって実質的に経営方針が決められており、報酬月額も45万円であり、取締役の報酬としては決して高額とまではいえない金額であったという特段の事情があることを踏まえるときは、例外として、株主総会の決議がなくとも、前記認定の被告Y2の黙示の同意があったことをもって被告会社の株主総会の決議があったのと同様の扱いをしても、会社法361条1項の趣旨を没却しない」と判示された。

(72) 東京地判平成21-9-30は特例有限会社の事案である。当時の被告会社代表取締役が作成した報酬メモに同社社員全員が同意していた範囲において、報酬請求が認められた。

取締役報酬に関する会社法下の裁判例の概観

(78) 東京地判平成21-1-27では退職慰労金規程は存在したが、当該規程は特定の退任取締役への慰労金贈呈が過大贈与と認定されないように後付けで制定されたもので、実際には当該規程に基づいて退職慰労金を支給された者はいなかった。裁判所は、当該規程をもって全株主の同意があったとは言えないとし、退職慰労金請求を棄却した。

(82) 東京地判平成20-10-20では特例有限会社の社員が訴外AないしAと原告のみであり、両者間で報酬合意があった以上、社員総会に代わる同意があるとされた。

他に全株主の同意がないとされた例として、(2)(4)(7)(9)(13) (実質的一人株主) (14)(33)(34)(35)(44)(46) (特例有限会社の事案。過半数持分権者と原告との間の合意のみでは全社員の同意はないとされた) (51)(59) (退職慰労金に準じる和解金名目の金銭について) (69)判決がある。(75)判決では実質的同意がなかった。

【コメント】

もともとの最判が事例判決の側面が強いため、全株主同意等についてはかなり解釈の差が見受けられる。全株式保有状態と同視できる(3)(8)(10)(56)(72)(82)の各判決の帰結は、最判とも十分整合するだろう。

問題はそれに至らない持株比率の株主にかかる事案である。(31)判決では大株主の持株比率は過半数に過ぎず、他の株主等の異議がこれまでなかったこと、当該大株主が報酬支給を黙認していることから請求が認められたが、他の株主等の同意を異議といういわばリクエストベースに基づいて測ることは適切といえるのだろうか。むしろ(49)判決のように、7割強をおさえる株主がいる同族会社であっても、全株主の同意と類すると認定することには慎重であるべきように思われる。

5. おわりに

株主総会決議なき報酬支払請求に対して裁判所は概して消極的である。お手持りの弊害防止という361条1項の趣旨を考えると、そのフィルターを通さず

に支給することはあり得ないという確固たる方向性が見て取れ、本稿筆者も支持する。他方、付議義務については若干の肯定例も見られる。原告の請求手法として参考にはなるが、特定の取締役などを被告とすることが一般的に適切かについては、慎重に判断すべきであろう。

減額・不支給については、減額条項や取締役会の不支給決議に十分な理由があれば、実行に移すことができることも推測できる。最判平成4年の一般論は広く読めるが、結局は取締役の予測可能性を重視していると考えられるため、これらの裁判例も概ね支持できる。

株主総会決議に代わる同意については判断のバラツキがみられた。最判平成15年の事実関係にも鑑みると、あまり広く決議の代替を認めるのは、紛争解決・予防の観点からはやや厳しいように思われる。

本稿では、特定のデータベースに限ってではあるが、従来に比してより取締役報酬の全容を明らかにしようとすることに努めた。アプローチの手法も含めて種々批判を受けるところであるが、忌憚のないご意見を賜れば、望外の喜びである。

裁判例一覧

No.	裁判所	年月日	DB 番号	事件名	結論	上訴
1	東京地判	平成30-3-28	2018WLJPCA03288019	損害賠償請求	一部認容	
2	東京地判	平成30-3-28	2018WLJPCA03288015	損害賠償請求	棄却	控訴
3	東京地判	平成30-3-14	2018WLJPCA03148003	損害賠償請求	棄却	
4	東京地判	平成30-3-5	2018WLJPCA03058010	退職金等請求	棄却	
5	東京地判	平成30-2-23	2018WLJPCA02238012	損害賠償等請求(反訴有)	棄却(認容)	控訴
6	東京地判	平成30-1-31	2018WLJPCA01318020	退職慰労金支払請求	棄却	
7	東京地判	平成30-1-31	2018WLJPCA01318021	損害賠償等請求	棄却	控訴
8	東京地判	平成30-1-26	2018WLJPCA01268023	取締役報酬等請求	一部認容	
9	東京地判	平成29-12-26	2017WLJPCA12268003	役員報酬等請求	棄却	控訴
10	東京地判	平成29-12-13	2017WLJPCA12138006	退職慰労金請求	一部認容	

取締役報酬に関する会社法下の裁判例の概観

11	東京地判	平成29-9-22	2017WLJPCA09228005	損害賠償等請求(反訴有)	一部認容(棄却)	
12	東京高判	平成29-9-20	2017WLJPCA09206005	不当利得返還等(反訴有)	控訴棄却	
13	東京地判	平成29-9-13	2017WLJPCA09138014	役員報酬等請求	棄却	
14	東京地判	平成29-9-8	2017WLJPCA09088006	未払報酬の支払請求	棄却	控訴
15	東京地判	平成29-3-30	2017WLJPCA03306023	株主権確認等請求	一部認容	
16	東京地判	平成29-3-29	2017WLJPCA03296013	取締役解任等請求	認容	控訴
17	東京地判	平成29-3-28	2017WLJPCA03286023	不当利得返還等(反訴有)	棄却(一部認容)	控訴
18	東京地判	平成29-3-17	2017WLJPCA03178011	株主総会無効確認等請求	一部認容	
19	東京地判	平成28-9-21	2016WLJPCA09218009	株主総会決議取消請求	棄却	
20	東京地判	平成28-7-27	2016WLJPCA07278005	退職金支払請求	棄却	
21	東京地判	平成28-7-1	2016WLJPCA07018005	役員報酬請求	棄却	
22	東京地判	平成28-4-25	2016WLJPCA04258002	不当利得返還請求(反訴有)	一部認容(一部認容)	
23	東京地判	平成28-4-18	2016WLJPCA04189001	損害賠償等請求	一部認容	
24	東京地判	平成28-3-29	2016WLJPCA03298041	所有権移転登記手続等請求	一部認容	
25	東京地判	平成28-2-23	2016WLJPCA02238015	不当利得返還等請求	棄却	
26	東京地判	平成27-12-7	2015WLJPCA12078005	報酬支払請求	棄却	
27	東京地判	平成27-11-19	2015WLJPCA11198010	役員報酬等請求	棄却	
28	東京地判	平成27-10-29	2015WLJPCA10298018	取締役報酬請求	棄却	
29	東京地判	平成27-10-13	2015WLJPCA10138004	貸金等請求	一部却下、棄却	
30	東京地判	平成27-9-2	2015WLJPCA09028013	報酬等請求	一部認容	
31	東京地判	平成27-5-25	2015WLJPCA05258003	役員報酬等請求(反訴有)	認容(棄却)	
32	東京地判	平成27-4-27	2015WLJPCA04278007	退職慰労金請求	棄却	
33	東京地判	平成27-3-25	2015WLJPCA03258018	損害賠償請求	一部認容	
34	東京地判	平成27-3-23	2015WLJPCA03238001	報酬金等反訴請求	棄却	
35	東京地判	平成27-3-17	2015WLJPCA03178010	損害賠償請求	一部認容	
36	東京地判	平成27-1-21	2015WLJPCA01218007	報酬等請求(反訴有)	一部認容(棄却)	
37	東京地判	平成26-12-8	2014WLJPCA12088003	退職慰労金請求	棄却	
38	東京地判	平成26-12-8	2014WLJPCA12088002	取締役報酬請求	認容	
39	東京地判	平成26-10-2	2014WLJPCA10028001	損害賠償請求	棄却	

関法 第70巻 第4号

40	東京地判	平成26-9-29	2014WLJPCA09298008	退職慰労金請求	棄却	
41	東京地判	平成26-8-25	2014WLJPCA08258008	未払役員報酬等請求(反訴有)	認容(棄却)	
42	東京地判	平成26-7-30	2014WLJPCA07308004	退職慰労金等請求	棄却	
43	東京地判	平成26-7-3	2014WLJPCA07038001	納税義務納付告知処分取消	棄却	
44	東京地判	平成26-6-25	2014WLJPCA06258010	報酬等請求	棄却	
45	東京地判	平成26-2-18	2014WLJPCA02188001	新株発行無効等請求	一部認容	
46	千葉地判	平成26-1-29	2014WLJPCA01296001	報酬金請求	棄却	確定
47	東京地判	平成25-8-7	2013WLJPCA08078003	損害賠償請求	一部認容	
48	東京地判	平成24-11-16	2012WLJPCA11168011	損害賠償請求(反対請求)	一部認容(一部認容)	
49	東京地判	平成24-10-26	2012WLJPCA10268005	退職金請求	棄却	
50	東京地判	平成24-10-26	2012WLJPCA10268001	退職慰労金請求	棄却	
51	東京地判	平成24-9-28	2012WLJPCA09288013	役員報酬請求	棄却	
52	東京地判	平成24-3-30	2012WLJPCA03308029	損害賠償請求(反訴有)	一部認容(一部認容)	
53	東京地判	平成24-3-26	2012WLJPCA03268005	退職慰労金請求	棄却	
54	東京地判	平成24-2-24	2012WLJPCA02248008	賃金等請求	一部認容	
55	東京地判	平成23-10-5	2011WLJPCA10058003	退職慰労金請求	棄却	
56	東京地判	平成23-10-4	2011WLJPCA10048001	損害賠償請求(役員報酬請求)	棄却(認容)	
57	東京地判	平成23-9-7	2011WLJPCA09078004	退職慰労金請求	棄却	
58	東京地判	平成23-6-10	2011WLJPCA06108003	退職金等請求(反訴有)	一部認容(棄却)	
59	東京地判	平成23-5-10	2011WLJPCA05108013	和解金請求	棄却	
60	東京地判	平成23-3-28	2011WLJPCA03288001	退職慰労金請求	棄却	
61	東京地判	平成23-2-22	2011WLJPCA02228008	サービス提供料等請求	棄却	
62	東京地判	平成23-2-8	2011WLJPCA02088003	退職慰労金等請求	予備一部認容	
63	東京地判	平成23-1-17	2011WLJPCA11178008	役員報酬等請求	認容	
64	東京地判	平成22-12-27	2010WLJPCA12278004	退職慰労金請求	棄却	
65	東京地判	平成22-12-15	2010WLJPCA12158008	退職慰労金等請求	一部認容	
66	東京地判	平成22-11-10	2010WLJPCA11108009	退職慰労金請求	棄却	
67	東京地判	平成22-11-1	2010WLJPCA11018004	報酬金等請求	一部認容	
68	東京地判	平成22-10-12	2010WLJPCA10128002	退職慰労金請求	一部認容	

取締役報酬に関する会社法下の裁判例の概観

69	東京地判	平成22-5-28	2010WLJPCA05288006	損害賠償請求	棄却	
70	東京地判	平成22-3-17	2010WLJPCA03178005	賃金等請求	認容	
71	東京地判	平成21-10-13	2009WLJPCA10138005	退職慰労金請求	棄却	
72	東京地判	平成21-9-30	2009WLJPCA09308014	違法行為差止請求	一部認容	控訴
73	東京地判	平成21-9-8	2009WLJPCA0088007	退職慰労金請求	棄却	
74	東京地判	平成21-8-25	2009WLJPCA08258016	取立債権請求	一部認容	
75	東京地判	平成21-8-10	2009WLJPCA08188001	退職慰労金請求	棄却	
76	東京地判	平成21-4-24	2009WLJPCA04248010	役員報酬等請求	一部認容	
77	東京地判	平成21-3-10	2009WLJPCA03108004	損害賠償等請求(反訴有)	一部認容(認容)	
78	東京地判	平成21-1-27	2009WLJPCA01278001	退職慰労金請求	棄却	
79	東京地判	平成20-12-12	2008WLJPCA12128008	報酬金請求	棄却	
80	東京地判	平成20-11-7	2008WLJPCA11078007	損害賠償等請求	一部認容	
81	東京地判	平成20-10-27	2008WLJPCA10278010	退職慰労金請求	認容	
82	東京地判	平成20-10-20	2008WLJPCA10208019	業務委託料請求	認容	
83	東京地判	平成20-7-11	2008WLJPCA07118011	報酬金等請求	一部認容	
84	東京地判	平成20-7-10	2008WLJPCA07108001	損害賠償請求	棄却	
85	東京地判	平成20-7-10	2008WLJPCA07108002	退職慰労金請求	一部認容	
86	東京地判	平成20-6-27	2008WLJPCA06278009	役員報酬等請求	認容	
87	東京地判	平成19-10-26	2007WLJPCA10268020	請負代金等請求(反訴有)	一部認容(一部認容)	
88	東京地判	平成19-7-12	2007WLJPCA07128007	退職慰労金請求	棄却	

(注) 結論の括弧書きは反訴についてのもの

* 本稿は、JSPS科研費（課題番号18K12690）による成果の一部である。